

老発0915第1号

令和2年9月15日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
市町村長
特別区長

厚生労働省老健局長

(公 印 省 略)

令和2年度新型コロナウイルス感染症の流行下における
一定の高齢者等への検査助成事業（令和2年度予備費分）の実施について

標記事業の実施については、別紙「令和2年度新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査事助成事業（令和2年度予備費分）実施要綱」により行うこととし、令和2年9月15日から適用することとしたので通知する。

なお、本事業の実施に当たっては、事業が円滑に実施されるよう貴管内における関係機関等への周知について、特段のご配慮をお願いする。

(別紙)

令和2年度新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業
(令和2年度予備費分) 実施要綱

1 事業の目的

高齢者及び基礎疾患を有する者は、感染した場合に重症化するリスクが高い特性があり、仮に感染した場合には、死亡例の増加、重症者の増加とそれに伴う医療提供体制の逼迫につながる可能性がある。

感染が疑われる場合は行政検査を実施することが基本となるが、重症者を増加させないよう、地域の感染状況に応じて、更に検査に取り組む自治体の取組を支援するため、感染した場合に重症化するリスクが高い一定の高齢者や基礎疾患を有する者の希望により、市区町村において検査を行う取組を支援することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、市区町村とする。

3 対象事業

(1) 事業内容

感染拡大や重症化を防止する観点から、市区町村が行う、行政検査以外の検査事業であって、一定の高齢者や基礎疾患を有する者が、本人の希望により検査を行う場合に、国が一定の費用を助成する。

(2) 検査対象者

ア 65歳以上の高齢者

イ 基礎疾患を有する者（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患等を有する者）

(3) 対象となる検査

ア PCR検査（基準単価は20,000円）

イ 抗原定量検査（基準単価は7,500円）

(4) 実施要件

市区町村は、行政検査を含めた管内の検査の全体調整を行う都道府県と協議し、都道府県の作成した検査体制整備計画との整合性を確認した上で、検査実施体制の整備を行うこと。

(5) 事業実施上の留意事項

ア 基礎疾患を有する者については、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第3版」（令和2年9月4日）において重症化のリスク因子とされている疾患を記載しているが、最新の知見を踏まえ当該内容に変更があった際は、別途、厚生労働省からお知らせする。

イ 本人の費用負担を求める場合は、当該費用負担を差し引いた費用について申請を行うこと。

ウ 市区町村は、別に定めるところにより、本事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

4 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する費用については、厚生労働大臣が別に定める「令和2年度疾病予防対策事業費等補助金（新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業）（令和2年度予備費分）交付要綱」に基づき、実施計画を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5 その他の留意事項

本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省老健局老人保健課と協議の上、決定する。